



埼玉県中小企業省力化支援事業補助金 補助事業の手引き【設備更新】

—令和8年9月28日版—

■ 公募期間

令和8年5月25日（月）から令和8年7月17日（金）午後4時まで
※ 受付期間内に必要書類を添え、申請システムから申請してください。

申請システム [埼玉県中小企業省力化支援事業 - 電子申請システム](#)

■ ホームページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/shoryokuka/setsubikousin_20260525.html

※ 各様式は、ホームページからダウンロードしてください。
※ 製品カテゴリは、上記ホームページに掲載のものを参照してください。

■ 問い合わせ先

埼玉県中小企業省力化支援事業 事務局
（委託先：一般社団法人埼玉県中小企業診断協会）

T E L : 0 4 8 - 7 6 2 - 9 2 9 0

※ 平日午前9時から午後5時（年末年始を除く）

E-mail : shoryokuka@sai-smeca.org

※ **こちらは「設備更新」の申請に関する手引きです。**
「新規導入」を申請する方は、この手引きの内容では申請
できませんのでご注意ください。

【申請の前に必ずお読みください】

- 埼玉県中小企業省力化支援事業補助金の「新規導入」を同時に申請することはできません。
- 他の補助金との併用申請は可能ですが、同一の事業について申請し、両方採択された場合は、どちらか一方を取り下げていただく必要があります。
- 申請締切時点で必須の申請書類が提出されていない場合は、一切申請を受け付けません。（白紙の実施計画書等が提出された場合も申請を受け付けません）
- 加点項目に係る書類の追加提出は認めません。申請締切までに提出したものののみ受け付けます。
- 申請書類に記載漏れ等の不備があった場合、審査を進めることができません。事務局の指示により、指定した期日までに必要な修正や書類の追加提出を行ってください。
指定期日以内に修正・書類の追加提出等がない場合は、申請を辞退したものとみなします。
- 補助対象となる事業は、交付決定日以降に着手（発注・契約・申込・支払等）し、事業期間内に納品及び支払いが完了した事業です。
交付決定日より前に着手した事業は、いかなる理由があっても補助金の交付対象となりません。
- 補助事業者には、補助事業に係る調査、事業の成果発表や事例集への掲載等に協力していただきます。
※ 本事業により取得した個人情報を含む申請情報は、補助事業に係る調査、事業の成果発表や事例集作成のため、第三者に提供する可能性があります。
- 審査経過や審査結果の内容に関するお問い合わせには応じかねます。
- 本補助金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として実施するものです。このため会計検査院による会計検査の対象となる場合があります。
- 賃上げ要件のみを選択した場合で、実績報告時に賃上げ要件を達成できなかった場合は、補助金の交付を受けることはできません。（詳細は後述の『5 補助率・補助額』を参照。）
- 新規事業は補助対象外です。

目次

I 事業概要	2
1 事業目的.....	2
2 事業概要	2
3 専門家派遣及び補助の対象者	4
4 補助対象事業.....	6
5 補助率・補助額.....	9
6 公募期間	9
7 事業実施期間.....	9
【中小企業者等の定義】.....	10
【小規模事業者】.....	11
II 申請手続き	12
1 専門家派遣	12
2 補助金.....	13
III 実績報告・支払い	16
1 実績報告書類の提出	16
2 現地確認	17
3 補助金の支払い等	17
IV 事業計画の変更・補助事業の廃止	19
1 事業計画の変更.....	19
2 補助事業の廃止	19
V その他	20
1 補助事業の実施に係る留意事項	20
別表	21
【参考】日本標準産業分類表	22

※ 補助金申請に際しては「埼玉県中小企業省力化支援事業補助金交付要綱」及び「埼玉県中小企業省力化支援事業補助金交付要領」をご確認ください。

※ 本補助金の運用にあたり、事務局へお問い合わせのあった重要事項等はQ&Aにより、随時、情報を更新していく予定ですので、併せてご覧ください。

【ホームページ(設備更新)

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/shoryokuka/setsubikousin_20260525.html

I 事業概要

1 事業目的

人手不足の改善と賃上げの環境の整備に向け、生産性を向上させることで持続的成長を成し遂げるため、県が派遣する専門家や国が認定する認定経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）の助言に基づいて既存の機器を更新し、省力化に取り組むための経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 事業概要

(1) 専門家派遣

既存の機器の更新による省力化に関して、知識・経験などを持つ中小企業診断士を専門家として中小企業者等に派遣し、現地調査や現状分析を行った上で、省力化や人手不足対策に係る設備投資や業務の効率化等に係る具体的な助言を行います。

なお、2（2）の補助金の申請を予定していない場合でも、専門家派遣の申請が可能です。

項目	詳細
費用（回数）	無料（2回まで）
対象件数	140件
選定方法	先着順
公募期間	令和8年5月25日（月）～令和9年2月19日（金）
派遣期間	令和8年5月25日（月）～令和9年2月26日（金）

※ 専門家派遣申請に際しての詳細は「埼玉県中小企業省力化支援事業 専門家派遣実施要領」（以下、「実施要領」という。）をご参照ください。

(2) 補助金

県が派遣する専門家（中小企業診断士）又は認定支援機関（以下、「専門家等」という。）の助言を受けた中小企業者等を対象に、専門家等が作成する「支援カルテ」に基づき、省力化のために既存の機器の更新（＊）を行う際にかかる経費の一部を補助します。

＊ 既存の機器を、性能・機能面の向上を伴う新しいものに取り換えることを指す。

※ 補助金だけの申請はできません。専門家又は認定支援機関の助言を受け、その専門家等が作成する「支援カルテ」に基づく申請が必要です。

※ 「支援カルテ」は専門家等が助言内容等を記載するもの（指定様式、県ホームページからダウンロードが可能です。）で、補助金の申請者は、この支援カルテを踏まえた上で、申請書類を作成し、補助金の申請を行います。

※ 認定支援機関については、商工会議所・商工会、金融機関、中小企業診断士等が国から認定されています。中小企業庁のホームページから認定支援機関の検索が可能です。

（参照：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>）

※ 補助金申請に際しての詳細は「埼玉県中小企業省力化支援事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）、「埼玉県中小企業省力化支援事業補助金交付要領」（以下、「要領」という。）をご参照ください。

【設備更新】

項目	詳細												
補助対象事業者	埼玉県内に登記簿上の本店又は主たる事業所を有する（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地又は主たる事務所を有する）中小企業者等であること												
補助対象事業	1 補助対象事業者が、県内の事業所等において既存の機器を更新し、省力化に取り組む事業 2 補助事業実施事業所の役員・個人事業主と従業員の合計人数に応じた以下の区分ごとに定める労働時間を削減する計画であること。 (1) 合計人数9人までの事業者 1月あたり 8時間×従業員数 以上 (2) 合計人数10人以上の事業者 1月あたり 80時間以上												
補助対象経費	① 更新する機器の購入費(中古品の購入、リース等(*)の利用料を含む) ・ 機器の稼働に必要なシステム・ソフトウェアを含む(システム単独またはシステムが主となる更新は対象外) ② 上記①に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費。 ただし、補助対象経費総額の2分の1以下とする。 ・ 設置作業費 ・ 運搬費 ・ 動作確認・設定費用 ・ 導入サポート費 ・ その他知事が必要と認める経費 * リース等:リース、レンタル等を指す。 ※ 新たに機器を導入・追加する場合は対象外とする。 ※ 新規事業は対象外とする。												
公募期間	令和8年5月25日(月)から令和8年7月17日(金)午後4時まで												
事業期間	交付決定日から令和9年2月28日(日)												
補助率 補助額	選択する要件により、補助率・補助額が異なります。 <table><tr><th></th><th>要件</th><th>補助率</th><th>補助額</th></tr><tr><td>①</td><td>人手不足の状態</td><td>補助対象経費の2/3以内 ※ 人手不足の状態に加えて、賃上げを行う場合は4/5以内</td><td>15万円以上 1,000万円以下 ※ 人手不足の状態に加えて、賃上げを行う場合は15万円以上1,200万円以下</td></tr><tr><td>②</td><td>平均所定内給与額3.0%以上の賃上げ</td><td>補助対象経費の4/5以内</td><td>15万円以上 1,200万円以下</td></tr></table> ※ ②のみ満たす見込みで申請したものの、実績報告時に賃上げ要件を達成できなかった場合は、補助金の交付を受けることはできません。 ※ ①、②の両方の要件を満たす見込みで申請したものの、実績報告時に賃上げ要件を達成できなかった場合は、補助率2/3以内、補助上限額1,000万円以下となります。		要件	補助率	補助額	①	人手不足の状態	補助対象経費の2/3以内 ※ 人手不足の状態に加えて、賃上げを行う場合は4/5以内	15万円以上 1,000万円以下 ※ 人手不足の状態に加えて、賃上げを行う場合は15万円以上1,200万円以下	②	平均所定内給与額3.0%以上の賃上げ	補助対象経費の4/5以内	15万円以上 1,200万円以下
	要件	補助率	補助額										
①	人手不足の状態	補助対象経費の2/3以内 ※ 人手不足の状態に加えて、賃上げを行う場合は4/5以内	15万円以上 1,000万円以下 ※ 人手不足の状態に加えて、賃上げを行う場合は15万円以上1,200万円以下										
②	平均所定内給与額3.0%以上の賃上げ	補助対象経費の4/5以内	15万円以上 1,200万円以下										

3 専門家派遣及び補助の対象者

専門家派遣及び補助の対象者は次の全ての満たすものとします。

専門家派遣	補助金（設備更新）
○ 埼玉県内に登記簿上の本店又は主たる事業所を有する（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地又は主たる事務所を有する）中小企業者等であること。 ※ 「中小企業者等」の定義は P.10～P.11 を参照してください。 ※ 次の場合は同一事業者とみなし、いずれか 1 者の申請以外は認められません。 ・個人事業主と法人の代表者が同一の場合 ・代表者及び住所が同一の法人	
○ 専門家派遣申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。	○ 補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
	○ 補助金申請前に県が派遣する専門家又は認定支援機関による支援を受けていること。
	○ 次の(1)、(2)のいずれかの要件を満たすこと。 ※ 選択する要件で補助率・補助額が異なります。詳細は P.9 をご確認ください。 <u>(1) 人手不足の状態として、以下のいずれか一つに該当し、省力化を進める必要があること。</u> 申請日において従業員が 0 人の場合は、ウに該当し、かつ、申請日時点で求人を実施している必要があります。ただし、小規模事業者には該当する場合は、申請日時点で従業員が 0 人の場合でも工の要件での申請を認めます。 ア 限られた人手で業務を遂行するため、直近（申請月の前月）の従業員の平均残業時間が 30 時間を超えている。 イ 整理・解雇によらない離職・退職によって従業員が前年度比で 5 % 以上減少している。 ※ 「常時使用する従業員」ではない者が主体の事業者については従業員数を総労働時間で代替することも認めます。 （直近 1 年間のうち、月の総労働時間が前年同月比で 5 % 以上減少していること） ウ 直近 1 年以内に求人を実施したが、充足に至っていない。 エ 小規模事業者であって、ア～ウのいずれにも該当しないが、省力化を推し進める具体的かつ合理的な理由がある。 ※ 「小規模事業者」の定義は P. 11 を参照してください。 <u>(2) 補助事業を実施する事業所の実績報告を行う月の前月の平均所定内給与支給額を、その前年同月と比べて 3.0 % 以上増加させること。</u>

【設備更新】

	申請日において従業員が0人の場合、又は専従者のみの場合は、この要件を選択することはできません。 ※ 平均所定内給与支給総額は、賃上げ前及び賃上げ後の両方の賃金台帳に登載された従業員（非常勤を含む。）に支払った所定内給与（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く。）をそれぞれの賃金台帳に登載された従業員数で割ったもののいい、役員報酬を除きます。
○ 埼玉県に対する債務及び県税の支払等の滞納がないこと。	
○ 次のいずれかに該当しないこと。 ・ 暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号、以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。） ・ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。） ・ 暴力団関係者（条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。） ・ 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの ・ その他知事が適当でないと認めた者	

4 補助対象事業

補助対象事業

県が派遣する専門家（中小企業診断士）又は認定支援機関（以下、「専門家等」という。）の助言を受けた中小企業者等を対象に、専門家等が作成する「支援カルテ」に基づき、省力化のために既存の機器の更新（＊）を行う際にかかる経費の一部を補助します。

項目	詳細
補助対象事業者	埼玉県内に登記簿上の本店又は主たる事業所を有する（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地又は主たる事務所を有する）中小企業者等であること
補助対象事業	1 補助対象事業者が、県内の事業所等において既存の機器を更新し、省力化に取り組む事業 2 補助事業実施事業所の役員・個人事業主と従業員の合計人数に応じた以下の区分ごとに定める労働時間を削減する計画であること。 (1) 合計人数9人までの事業者 1月あたり 8時間×従業員数 以上 (2) 合計人数10人以上の事業者 1月あたり 80時間以上
補助対象経費	① 更新する機器の購入費(中古品の購入、リース等(＊)の利用料を含む) ・ 機器の稼働に必要なシステム・ソフトウェアを含む ② 上記①に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費。 ただし、補助対象経費総額の2分の1以下とする。 ・ 設置作業費 ・ 運搬費 ・ 動作確認・設定費用 ・ 導入サポート費 ・ その他知事が必要と認める経費 ＊ リース等:リース、レンタル等を指す。 ※ 新たに機器を導入・追加する場合は対象外とする。

○ 従業員数

補助事業者の従業員数は以下のとおり考えます。

・ 全事業所の従業員数

- ① 「本社を含む全事業所」の従業員数（＊1） ⇒ 役員・個人事業主を除いた従業員数
- ② 「本社を含む全事業所」の役員・個人事業主 ⇒ 役員・個人事業主の人数

＊1 従業員数について

「常時使用する従業員（役員・個人事業主を除く）」であり、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」です。日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

・ 補助事業を実施する事業所の従業員数

- ① 補助事業を実施する事業所の正規の従業員数（役員・個人事業主を含む）
- ⇒ 補助事業により製品を導入する事業所の正規の従業員数

【設備更新】

② 補助事業を実施する事業所の非正規の従業員数（常勤換算＊2）

⇒ 補助事業により製品を導入する事業所の非正規従業員数

＊2 非正規従業員数の常勤換算について

- ・ 正規従業員の所定労働時間が週40時間の場合、常勤換算は週40時間＝1.0人となります。
- ・ 週20時間の場合は0.5人(20時間/40時間)となります。

※ 正規従業員がいない等の場合は、所定労働時間を週40時間としてください。

例) 非正規従業員10人（週30時間 5人、週20時間 3人、週10時間 2人）の場合
 $(30 \times 5人 + 20 \times 3人 + 10 \times 2人) \div 40 = 5.75人$

【補助対象経費に係る留意事項】

○ 省力化製品の設置・設定・運搬等に要する経費

省力化製品の設置・設定・運搬等に要する経費は、補助対象経費総額（税抜）の2分の1の範囲内の金額とします。ただし、補助事業で利用する建物の建設や改修に要する費用は補助対象外とします。

○ 中古品

中古品については、同一条件による2者以上の見積書の提出を必要とします。

○ リース等

リース、レンタル、クラウドサービス、ならびにサブスクリプションサービス（月額・年額で使用料金が定められている形態の製品）等については、補助対象期間に契約を締結し、使用を開始し、かつ支払を完了した経費に限り、利用開始日から最大1年間分を補助対象経費とします。

○ 既存製品との連携

既存機器と更新後の機器を連携させ、IoT等による省力化を図る場合には、連携に必要な既存製品の改修費も補助対象とします。

【補助金の交付対象外となる場合】

○ 補助金の交付対象としない者は次のとおりです。

- ・ 本手引きに交付対象として記載のない組合等に該当する法人
- ・ 財団法人（公益・一般）及び社団法人（公益・一般）、医療法人及び法人格の無い任意団体
- ・ 法人設立後（個人事業主は開業後）最初に到来する決算日を迎えていない事業者

○ 補助金の交付対象としない事業は次のとおりです。

- ・ 取り組む事業が1次産業（農業・林業・漁業）である事業
- ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業。
- ・ 既に所有する機器の置き換え（更新）を行う事業
- ・ 交付決定以前に着手（発注・契約・申込・支払等）した事業

○ その他

次のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

- ・ 補助を受けようとする経費について、国、県、市、町、村またはこれに準ずる公的機関から補助金の交付決定を受けている場合。
- ・ 直接間接を問わず、国等が目的を指定して支出する他の制度と補助対象経費が重複しているもの。（例：補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）
- ・ その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと県及び事務局が判断するもの。

【設備更新】

- ※ 補助を受けようとする経費について、本補助金の交付申請後に他の補助金の交付決定を受けた場合は、いずれかの交付申請の取り下げを行うこと
- ※ 上記にない事項であっても、今後、補助制度の運用にあたり県が適切ではないと判断するものについては、新たに補助金の交付対象外としてお知らせする場合がありますので、申請にあたっては、県ホームページにて最新情報をご確認願います。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/shoryokuka/index.html>)

【補助金交付後における協力】

補助事業者は、補助事業に係る調査や、事業の成果発表や事例集への掲載等に協力することとします。

- ※ 本事業により取得した個人情報を含む申請情報は、補助事業に係る調査、事業の成果発表や事例集作成のため、第三者に提供する可能性があります。

【設備更新】

5 補助率・補助額

選択する要件により、補助率・補助額が異なります。

要件は、①②のいずれか、または、両方を選択することができます。（①②の両方を選択した場合、補助率・補助額は②を適用します。）

	要件	補助率	補助額
①	人手不足の状態	補助対象経費の2/3以内 ※ 人手不足の状態に加えて、 賃上げの要件を満たす場合は 4/5以内	15万円以上 1,000万円以下 ※ 人手不足の状態に加えて、 賃上げの要件を満たす場合は 15万円 以上 1,200万円以下
②	平均所定内給与額 3.0%以上の賃上げ	補助対象経費の4/5以内	15万円以上 1,200万円以下

※ ②のみ満たす見込みで申請したものの、実績報告時に賃上げ要件を達成できなかった場合は、補助金の交付を受けることはできません。

※ ①、②の両方の要件を満たす見込みで申請したものの、実績報告時に賃上げ要件を達成できなかった場合は、補助率2/3以内、補助上限額1,000万円以下となります。

【補助率・補助額に係る留意事項】

申請時に「②平均所定内給与3.0%以上の賃上げ」を選択したものの、実績報告時において平均所定内給与の増加率が3.0%を下回る場合、以下の取扱いとなります。

- 「②平均所定内給与3.0%以上の賃上げ」のみで申請の場合
補助金の交付を受けることはできません。（支給決定を取り消します。）
- 「①人手不足の状態」「②平均所定内給与支給額3.0%以上の賃上げ」の両方で申請の場合
「①人手不足の状態」を適用し、補助率2/3以内、補助上限額1,000万円で補助金を交付します。

6 公募期間

令和8年5月25日（月）から令和8年7月17日（金）午後4時まで

※ 公募締切までに提出された申請は全て審査を行います（先着順ではありません）

7 事業実施期間

交付決定日から令和9年2月28日（日）

交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日（令和9年2月28日（日））までに「納品・工事完了等」及び「支払い」を完了したものが対象経費となります。

○ 事業着手日

補助金の交付決定後に、着手（契約、発注を含む）したものに限りします。

交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、いかなる理由があっても補助の対象となりません。

○ 支払完了日

令和9年2月28日（日）までに支払が完了するものが対象経費となります。

補助事業実施期間内に「納品・工事完了等」及び「支払い」が完了しなかった場合は、いかなる理由があっても補助の対象となりません。

【設備更新】

【中小企業者等の定義】

本事業における「中小企業者等」は下記(1)～(3)のいずれかに該当する事業者をいいます。ただし(4)「みなし大企業」に該当する場合は補助対象となりません。

(1) 資本金又は従業員数（常勤）が以下の数字以下となる会社又は個人。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

※ 資本金は資本の額又は出資の総額をいいます。

※ 常勤従業員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条（昭和22年法律第49号）の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」をいいます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

(2) 組合等

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第2条第1項第6号から第8号に規定するものであり、下記にある組合等に該当する法人。

ア 企業組合

イ 協業組合

ウ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会

エ 商工組合、商工組合連合会

オ 商店街振興組合、商店街振興組合連合会

カ 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

キ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

ク 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会

・酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会の場合

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

・酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会の場合

その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

ケ 内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

【設備更新】

コ 技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。

- ・ (1)に該当する会社又は個人
- ・ 企業組合、協業組合

(3) (1)(2)以外の法人

次のいずれかに当てはまる者。

ア 以下全ての要件を満たす特定非営利活動法人（NPO法人）

- ・ 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人。
- ・ 従業員数が300人以下。
- ・ 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条第1項に規定される34事業）を行う特定非営利活動法人。
- ・ 認定特定非営利活動法人ではないこと。

イ 以下全ての要件を満たす社会福祉法人

- ・ 社会福祉法第32条に規定する所管庁の認可を受け設立されている法人。
- ・ 従業員数が300人以下。
- ・ 収益事業の範囲内で補助事業を行うこと。

(4) みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者を大企業とみなします。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 大企業とは、基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに①の表の数字を超える場合、大企業に該当します。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率をもって上記のみなし大企業の規定を適用しません。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

【小規模事業者】

本事業における「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に該当する事業者をいいます。

業種	常時使用する従業員数
製造業その他	20人以下
商業・サービス産業	5人以下 ※ 宿泊業及び娯楽業は20人以下

※ 「商業」とは卸売業・小売業を指します。

※ 3(2)(3)に該当する団体等の場合は、構成員の内訳にかかわらず、小規模事業者とはみなしません。

※ 医師、歯科医師、助産師については、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)」第2条に規定する小規模事業者に該当しないため、常時使用する従業員数に関わらず、小規模事業者となりません

Ⅱ 申請手続き

専門家派遣・補助金とも、オンラインでのみ申請を受け付けます。
公募期間内に下記webページ（以下、「申請システム」とします）から申請してください。

【URL】 [埼玉県中小企業省力化支援事業 - 電子申請システム](#)

1 専門家派遣

受付期間内に申請システムの専用フォームから申請してください。

- ※ 専門家が対象事業者へ伺う際、又は事前に直近の決算書類や確定申告書の写し、会社案内等を確認させていただきますので御了承ください。
- ※ 派遣回数は2回まで無料です。専門家派遣終了後、専門家から助言内容を記載した「支援カルテ」をお渡しします。「支援カルテ」は補助金を申請する際に必要となります。
- ※ 専門家派遣実施後、「専門家派遣支援報告書」（専門家派遣実施要領 様式第4号）を提出していただきます。
- ※ 提出いただいた申請書は返却しません。

（1）受付期間

令和8年5月25日（月）～令和9年2月19日（金）午後4時

（2）対象事業者の決定方法

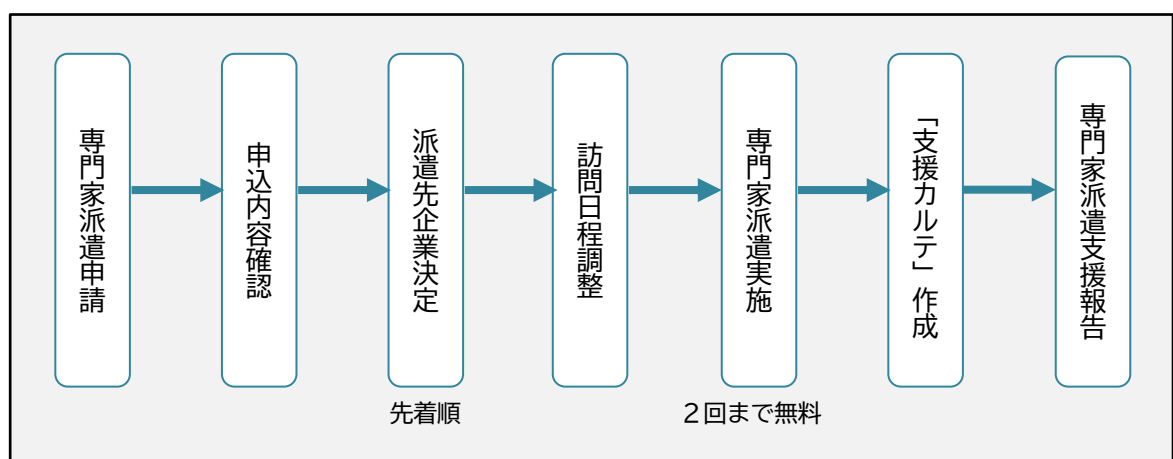
先着順で決定します。専門家派遣の決定は、原則電子メールでお知らせします。

（3）派遣期間

令和8年5月25日（月）～令和9年2月26日（金）

※訪問日の日程調整をした上で、専門家が実際に事業所等に伺います。

【専門家派遣の流れ】



2 補助金

(1) 申請に必要な書類

申請の際は、下記の書類を提出してください。なお、添付する書類のファイル名は様式ごとに下記表のとおりとしてください。

	提出書類	提出時のファイル名	
①	交付申請書(様式第1号)	交付申請書(事業者名) ※交付申請書と実施計画書は同じファイルです。	必須
②	実施計画書(様式第9号の2)		
③	【人手不足の状態要件で申請の場合】 人手不足の状態にあることが確認できる書類 (いずれか1つ) ア 時間外労働時間確認(指定様式1) イ 従業員減少(指定様式2)又は総労働時間(指定様式3)の確認 ウ 求人募集したことを証明する書類(求人サイトのキャプチャ等) エ ア～ウのいずれにも該当しないが、省力化を推し進める具体的かつ合理的な理由があることを証明する書類 (小規模事業者のみ)	ア:指定様式1(事業者名) イ:指定様式2(事業者名) 指定様式3(事業者名) ウ:人手不足確認書類(事業者名) エ:人手不足確認書類(事業者名)	必須
	【賃金引上げ要件で申請の場合】 賃金引上げ計画書(指定様式4)	指定様式4(事業者名)	必須
④	暴力団排除に関する誓約書	※ 申請システムのチェック欄に直接チェック	必須
⑤	申請に関する誓約書		必須
⑥	事業実態確認書類		必須
	【法人の場合】	—	
	履歴事項全部証明書の写し (申請日前3か月以内に発行されたもの)	履歴事項全部証明書(事業者名)	
	法人税確定申告書の別表一の写し(1枚) 直近1期分	確定申告書(事業者名)	
	貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書・販売費及び一般管理費明細書の写し 直近1期分 ※ 製造原価報告書がない場合はその旨を記載	決算書類(事業者名)	
	受信通知(e-Taxで申告している場合)	受信通知(事業者名)	
	【個人の場合】	—	
	住民票の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)	住民票(事業者名)	
	所得税確定申告書の第一表の写し(1枚) 直近1期分	確定申告書第(事業者名)	
	所得税青色申告決算書の写し(両面) 直近1期分 ※ 白色申告書の場合:月間売上がわかる売上台帳、帳面 その他の確定申告の基礎となる書類	決算書(事業者名)	
	受信通知(e-Taxで申告している場合)	受信通知(事業者名)	
	【組合の場合】	—	
	組合員名簿	組合員名簿(事業者名)	
	事業及び経費の分担内訳	分担内訳(事業者名)	
	構成員への成果普及体制を明記した書類	成果普及体制(事業者名)	

【設備更新】

	【法人の場合】に準じた売上等が確認できる書類	売上等確認書類(事業者名)	
⑦	補助対象経費積算書類 ※ 補助対象事業の見積額がわかる書類(見積書等) (対象経費の内訳が分かるものを提出して下さい。)	見積書等(事業者名)	必須
⑧	導入製品が特定できる書類 ※ 補助対象となる機器が確認できる書類(カタログ等)	カタログ等(事業者名)	必須
⑨	支援カルテの写し ※ 県が派遣する専門家または認定支援機関が作成したものの写し	支援カルテ(事業者名)	必須
⑩	本補助事業で更新の対象とする機器(既存設備)の写真	既存設備(事業者名)	必須
⑪	納税証明書類 (いずれか1つ) ア 県税の納税証明書(県税全般に滞納額がないことの証明) イ 納税状況等確認システムによる納税情報の確認同意書	納税証明書類(事業者名)	必須
⑫	「パートナーシップ構築宣言」 ※「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(https://www.biz-partnership.jp/)	パートナーシップ(事業者名)	任意
⑬	事業継続力強化計画認定書の写し (計画期間が記載された当該計画の写しを含む。) ※ 申請日時点において計画期間内であること	BCP認定書(事業者名)	任意
⑭	連携事業継続力強化計画認定書の写し (計画期間が記載された当該計画の写しを含む。) ※ 申請日時点において計画期間内であること	連携BCP認定書(事業者名)	任意
⑮	経営革新計画承認書の写し ※ 申請日時点において計画期間内であること	経営革新計画承認書(事業者名)	任意
⑯	「埼玉県多様な働き方実践企業認定制度」認定書の写し ※プライム企業は追加の加点あり 埼玉版働き方改革ポータルサイト (https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/about.html)	多様な働き方認定書(事業者名)	任意
⑰	「埼玉県シニア活躍推進宣言企業認定制度」認定書の写し	シニア活躍認定書(事業者名)	任意
⑱	「男性育休推進宣言企業」 ※ 埼玉県の「男性育休推進宣言企業」に登録している場合	※ 提出書類なし	任意
⑲	「埼玉県健康経営認定制度」に基づく埼玉県健康宣言	※ 提出書類なし	任意
⑳	「埼玉県健康経営認定制度」の認定書の写し	健康経営認定書(事業者名)	任意
㉑	「SECURITY ACTION」ロゴマーク使用許諾通知メールの写し ※ 「SECURITY ACTION」 (https://www.ipa.go.jp/security/security-action/)自己宣言 ※ 上記メールが未達の場合、自己宣言ID通知メールでの代替可。	SECURITY ACTION(事業者名)	任意

※ 申請内容の確認のため、追加の書類提出を求めることがあります。

(2) 受付期間

令和8年5月25日（月）から令和8年7月17日（金）午後4時まで

※ 郵送・電子メール・ファクシミリ・持参での申請は受け付けません。

※公募締切までに提出された申請はすべて審査を行います（先着順ではありません）。

(3) 審査

審査を行い、その結果は令和8年9月中旬頃通知します。なお、審査における加点項目及び主な審査の視点については別表（P. 21）のとおりとします。

(4) 交付決定等

① 交付の決定

- ・ 審査結果に基づき、予算の範囲内において交付を決定します。本補助金の交付を決定したときは、後日、交付に関する通知を電子メールで送付します。
- ・ 審査の結果、交付決定額を申請額から減額して決定する場合があります。交付決定額は、補助金の上限を示すものであり、最終的な交付額は、事業完了後の実績報告に基づき確定します。
- ・ 本補助金の交付決定を受けた後に、補助を受けようとする経費について、国、県、市、町、村またはこれに準ずる公的機関が実施する補助金を申請することは認めません。

② 申請の取下げ

補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに「補助金申請取下書（様式第10号）」により知事に提出しなければなりません。

③ 不交付の決定

審査の結果、申請が予算枠を超過し不採択となったなどの理由で、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送します。

(5) 補助事業の期間

交付決定の日から令和9年2月28日（日）

Ⅲ 実績報告・支払い

1 実績報告書類の提出

(1) 提出期限

補助事業（発注・契約、取得、支払い等）が全て完了した日から30日以内又は令和9年3月5日（金）のいずれか早い日まで

(2) 提出書類

申請時と同様に、申請システムにより下記の書類を提出してください。添付する書類のファイル名は様式ごとに下記表のとおりとしてください。

なお、補助事業にかかった費用が申請時よりも減額した場合は、減額後の金額で実績報告書を作成し、提出してください。

	提出書類	提出時のファイル名
①	実績報告書(様式第6号)	実績報告書(事業者名)
②	補助事業結果報告書(様式第12号の2)	※実績報告書と実施結果報告書は同じファイルです。
③	経費書類 ・発注書、納品書、請求書の写し ・支払いを証する書類の写し (例) 金融機関の取扱日付・領収印のある振込票の控え、ATMで振込を行った際に発行される伝票 インターネットバンキング等の振込完了画面(又は振込履歴)を印刷したものの通帳の写し ※ 振込先、取引日時・内容等が確認できるもの ※ 原則として、金融機関への振込により支払いを行ってください。現金による支払いは認めません。 ※ クレジットカード払いの場合は、上記のほかにクレジットカードの支払明細を提出してください。なお、クレジットカードによる支払は、申請する事業者の名義であり、補助対象期間内に支出が完了しているものに限り(分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助対象期間内に完了していることが必要になります。) ※ 支払いにあたっては、混合払い(同一の会社に対して一度に複数の事項の支払いを合算して行うこと)は避け、補助事業に関する支払いを単独で行ってください。	発注書(事業者名) 納品書(事業者名) 請求書(事業者名) 支払いを証する書類(事業者名)
④	補助事業の実施がわかるもの (例) 導入した機器が確認できるもの(導入前・後の写真等)	補助事業の実施がわかる書類(事業者名)
⑤	【賃上げ要件で申請の場合】 賃金引上げ実績計算書(指定様式5)	指定様式5(事業者名)
⑥	【賃上げ要件で申請の場合】 賃金台帳 ※ 実績報告月の前月およびその前年同月の賃金台帳	賃金台帳(事業者名)

2 現地確認

事業終了後、計画どおりに事業が実施されたか確認するため、実績報告書の提出前後に事務局による現地確認を受けていただきます。

3 補助金の支払い等

(1) 補助金額の確定

検査後、補助金額を確定し、確定通知書（様式第7号）により通知します。

申請者は、確定通知書受領後、補助金交付請求書等を申請システムにより提出してください。

	提出書類	提出時のファイル名
①	補助金交付請求書(様式第8号)	補助金交付請求書(事業者名)
②	県から補助金の支払い(振込み)を受ける金融機関の通帳 ※ 金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号、口座名義人(カタカナの名義含む)が確認できる、通帳の表紙を1枚めくった見開きのページや、インターネットバンキングの画面キャプチャ。 ※ 交付決定を受けた補助事業者(法人又は個人事業主)の名義に限ります。	振込口座通帳の写し(事業者名)

(2) 補助事業成果等の報告

補助金を受領した事業者は、補助事業の完了の日から1年経過後、直近の確定した決算書（個人事業主の場合は、直近の提出済確定申告書）とともに、補助事業成果等報告書（様式第13号）を提出いただきます。

【設備更新】

【参考】

時期	申請者	事務局／埼玉県
専門家派遣 申請受付期間 令和8年5月25日(月) ～令和9年2月26日(金) ※申請は令和9年2月19日(金)まで	専門家派遣 申請書類の提出	受付
専門家派遣	支援カルテの受領	現地訪問 支援カルテ作成
補助金 申請受付期間 令和8年5月25日(月)～ 令和8年7月17日(金)午後 4 時	認定支援機関が 支援カルテを作成 (補助金を 申請する場合) 補助金 申請書類の提出	受付
審査		審査
交付決定(採択) 令和8年9月中旬		交付決定
事業実施 交付決定の日 ～令和9年2月28日(日)	事業着手 事業完了 代金の支払い	
実績報告書の提出 令和9年3月5日(金)まで	実績報告書の提出	
現地確認		現地確認
補助金額の確定		補助金額の確定・通知
補助金交付	補助金請求書の提出 補助金の受領	補助金の交付(支払)
補助金事業成果等報告 補助事業完了の日から 1年経過後	成果等報告	内容確認

※ 実績報告書の提出と現地確認の実施は前後する場合があります。

IV 事業計画の変更・補助事業の廃止

1 事業計画の変更

補助事業の事業計画を変更する場合（軽微な変更（*）を除く）には、「計画変更承認申請書（様式第3号）」を県へ提出し、変更承認を受けなければなりません。

なお、事業計画の変更により対象経費に変更が生じた場合、交付決定額も変更されます。ただし、交付決定額が増額されることはありません。

また、内容によっては、計画の変更が認められない場合があります。

変更がある場合は、事前に事務局にご連絡ください。

【変更申請が必要な場合の例】

- ・導入する機器の型番やメーカーを変更する場合
- ・導入する機器の台数を変更する場合

* 軽微な変更とは、補助金交付決定額の減額のうち、不用となる額が20%以内のものをいいます。

2 補助事業の廃止

補助事業者において、諸事情により補助事業の全部を実施しなくなった場合には、「補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）」を県へ提出してください。

廃止の承認をした事業については、補助金の支払いは行いませんので、ご注意ください。

V その他

1 補助事業の実施に係る留意事項

交付決定を受けても、補助事業者が不正の手段により補助金の交付を受けた場合又は補助金の交付に附する以下の条件や制限等に違反した場合には交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

(1) 事業実施における義務事項

- ① 補助事業に係る調査への協力（知事が必要と認める場合）
- ② 事業の成果発表や事例集掲載等への協力

(2) 経理における義務事項

- ① 補助金流用の禁止
- ② 帳簿の記載、支出関係書類の整備保管（補助事業終了後5年間）
- ③ 補助対象経費の支出は、原則として金融機関への振込とする。

(3) 報告書類の提出について（いずれも様式指定）

- ① 実績報告書
- ② 計画変更承認申請書（補助事業の計画を変更する場合）
- ③ 補助事業中止（廃止）承認申請書（補助事業を中止又は廃止する場合）

(4) その他注意事項

- ① 補助事業終了後の確定検査を経ないと補助金は交付できません。補助事業期間中は、自己資金で事業を遂行してください。
- ② 補助金の経理処理は通常の商取引や商慣習と異なる場合があるため、ご注意ください。

別表

審査	以下の認定等を受けている場合、審査において加点を行います。 ① 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト （「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト）にて宣言を公表している。 ② 経済産業大臣が認定する「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」有効な期間の計画の認定を受けている。 ③ 埼玉県から「経営革新計画」の承認を受け、計画期間中である。 ④ 埼玉県から「多様な働き方実践企業認定制度」の認定を受けている。（プライム企業は追加の加点あり） 埼玉版働き方改革ポータルサイト(https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/about.html) ⑤ 埼玉県から「シニア活躍推進宣言企業認定制度」の認定を受けている。 ⑥ 埼玉県の「男性育休推進宣言企業」に登録している。 ⑦ 「埼玉県健康経営認定制度（健康宣言事業所）」に登録している。 ⑧ 埼玉県から「埼玉県健康経営認定制度（健康経営実践事業所）」の認定を受けている。 ⑨ 「SECURITY ACTION」サイト（SECURITY ACTION セキュリティ対策自己宣言）に宣言事業者として掲載されている。 ※ 認定等を受けている場合は、認定書等の写しを提出してください。
	審査における主な審査の視点については、以下のとおり。 ・ 人手不足の状態が客観的に示されているか。また、省力化を計画している工程・作業は明確か。 ・ 事業の実施体制は、課題を解決して省力化を実現できる人員体制となっているか。 ・ 従業員規模や補助金額に照らして十分な省力化効果が期待できるか。 ・ 事業の取組により、残業時間の減少や人手不足の緩和・解消等が期待できるか。 ・ 事業の取組により、経営体質の改善につながり、売上高の増加や営業利益の増加などの効果が期待できるか。 ・ 資金計画は財務内容に照らして実行可能か。

■ 問い合わせ先

埼玉県中小企業省力化支援事業 事務局

（委託先：一般社団法人埼玉県中小企業診断協会）

電話：048-762-9290

※ 平日午前9時から午後5時（年末年始を除く）

電子メール：shoryokuka@sai-smeca.org

【設備更新】

【参考】日本標準産業分類表

※ ★は商業・サービス業

分類	名称
A 農業・林業	
01	農業
02	林業
B 漁業	
03	漁業(水産養殖業を除く)
04	水産養殖業
C 鉱業・採石業・砂利採取業	
05	鉱業, 採石業, 砂利採取業
D 建設業	
06	総合工事業
07	職別工事業(設備工事業を除く)
08	設備工事業
E 製造業	
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・関連連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業

分類	名称
G 情報通信業	
37	通信業
38	放送業 ★
39	情報サービス業 ★
40	インターネット附随サービス業
410	管理・補助的経済活動を行う事業所 (41 映像・音声・文字情報制作業)
411	映像情報制作・配給業 ★
412	音声情報制作業 ★
413	新聞業
414	出版業
415	広告制作業 ★
416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 ★
H 運輸業・郵便業	
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
4892	レッカー・ロードサービス業 ★
49	郵便業(信書便事業を含む)
I 卸売業・小売業	
50	各種商品卸売業 ★
51	繊維・衣服等卸売業 ★
52	飲食料品卸売業 ★
53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業 ★
54	機械器具卸売業 ★
55	その他の卸売業 ★
56	各種商品小売業 ★
57	織物・衣服・身の回り品小売業 ★
58	飲食料品小売業 ★
59	機械器具小売業 ★
60	その他の小売業 ★
61	無店舗小売業 ★
J 金融業・保険業	
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業, 商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)

【設備更新】

分類	名称
K 不動産業・物品賃貸業	
68	不動産取引業
690	管理・補助的経済活動を行う事業所 (69 不動産賃貸業・管理業)
691	不動産賃貸業(貸家業, 貸間業を除く)
692	貸家業、貸間業
693	駐車場業 ★
694	不動産管理業
70	物品賃貸業 ★
L 学術研究・専門・技術サービス業	
71	学術・開発研究機関 ★
72	専門サービス業(他に分類されないもの) ★
73	広告業 ★
74	技術サービス業(他に分類されないもの) ★
M 宿泊業・飲食サービス業	
75	宿泊業 ★
76	飲食店 ★
77	持ち帰り・配達飲食サービス業 ★
N 生活関連サービス業・娯楽業	
78	洗濯・理容・美容・浴場業
790	管理、補助的経済活動を行う事業所 (79 その他の生活関連サービス業) ★
791	旅行業
792	家事サービス業 ★
793	衣服裁縫修理業 ★
794	物品預り業 ★
795	火葬・墓地管理業 ★
796	冠婚葬祭業 ★
799	他に分類されない生活関連サービス業 ★
80	娯楽業
O 教育・学習支援業	
81	学校教育 ★
82	その他の教育, 学習支援業 ★
P 医療・福祉	
83	医療業 ★
84	保健衛生 ★
85	社会保険・社会福祉・介護事業 ★
Q 複合サービス事業	
86	郵便局 ★
87	協同組合(他に分類されないもの) ★

分類	名称
R サービス業(他に分類されないもの)	
88	廃棄物処理業 ★
89	自動車整備業 ★
90	機械等修理業(別掲を除く) ★
91	職業紹介・労働者派遣業 ★
92	その他の事業サービス業 ★
93	政治・経済・文化団体 ★
94	宗教 ★
95	その他のサービス業 ★
96	外国公務 ★
S 公務(他に分類されるものを除く)	
97	国家公務
98	地方公務
T 分類不能の産業	
99	分類不能の産業